

立教大学キリスト教教育研究所
2020年度公開講演会

コロナ禍における
入管収容施設と
非正規滞在外国人

田中 喜美子
呉 泰成
竹内 正宣

過去と現在の外国人収容は何が異なるのか¹

——入管収容施設の形成と変遷——

大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター 吳泰成

はじめに

近年、出入国在留管理庁の収容施設における長期収容、被収容者の処遇など、収容を取り巻く問題が表面化しており、入管職員による暴行、6ヵ月以上の長期収容、死亡事件等がメディアを通じて多数報じられている（吳 2020）。なかでも長期収容に対しては、国連恣意的拘禁作業部会が意見書（2020年9月28日付）において国際人権法違反であるとの見解を示している。いうまでもなく、上限なき収容期間、被収容者に対する非人道的な処遇は、改善すべきであろう。

このような入管収容を取り巻く問題は、最近に限った問題ではない。収容施設の歴史は、針尾収容所（大村収容所の前身）から始まっており、およそ70年の歴史を持つ。では、現在表面化している収容問題は、過去との連続性のなかで位置付けられるのか。或いは過去にはみられなかった新しい問題であるのか。もし新しい問題であれば、それは何だろうか。

被収容者の「処遇」に限定して言えば、過去の「大村収容所」との類似性が指摘される（平野 2020）。例えば、現在の長期収容、自殺・自殺未遂、処遇改善を求めるハンストなどは、以前から起こっており、新たな問題とはいえない。また入管職員による暴行に関しても、1994年頃に職員による内部告発があった（入管問題調査会編 1996）。

しかし、被収容者に焦点を当てると、過去と現代の収容問題で明確に異なる点がある。それは、かつて主たる収容対象であったのは、旧植民地出身者、朝鮮人だということである。植民地支配終結に伴い朝鮮半島出身者という特定の地域・民族的な背景を持つ者が主な対象になり、送還先も朝鮮半島に限定されていた。入管収容施設は、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の違反者の退去強制を円滑にすべく一時的に収容する所として位置付けられるが²、過去の旧植民地出身者の収容は、入管法制定以前から行われており、「入管法違反＝収容・退去強制」という図式だけでは捉えきれない側面もある。また現在問題となっている難民の収容に関しても、難民条約の加入以前の時期であり、朝鮮人の難民性の有無という判断はまったく行われていなかった。

これらの点を踏まえると、被収容者の「処遇」に限定して収容を問題化することは、問題の本質を矮小化してしまう恐れがあると考えられる。同じ「収容」であっても、過去と現在はその前提となる背景的なものが異なっている。したがって、過去と現在における被収容者、収容施設の位置づけ、その機能の変化に注目し、その相違を明らかにする必要がある。本稿では、このような問題意識から、収容施設の形成と変貌、そしてそれを取り巻く政治・経済・社会的諸要因を通時的に検討し、過去と現在の収容施設の位置づけの相違を明らかにすることを目的とする。

結論を先取りしていうと、収容と退去強制は、植民地支配、冷戦など特定の歴史的な文脈により形成されており、その役割はすでに1980年代後半に終えている。そして従来とは性質が異なる収容、退去強制が新たに始まっている。しかし、それにも関わらず、収容などに関する認識そのものが依然として変わっていないことこそが、現代の収容問題の本質であると主張したい。

¹ 本稿は、2021年3月3日に立教大学キリスト教教育研究所(JICE)主催で行われた講演会「コロナ禍における入管収容施設と非正規滞在者」において、筆者が発表した「入管収容施設」を論文形式にし、大幅に加筆・修正したものである。

² 例えば、1959年刊行の出入国管理白書には「送還者の船待所」と表現している（法務省入国管理局編 1959: 90）。

収容施設、被収容者の処遇等に関する先行研究は多数存在するが、2つの点において不十分である。まず大村収容所に関する研究は、形成初期から1970年代までの時期に関する研究が多いが（Ri 2017; Morris-Suzuki 2010; 성공회대학 동아시아연구소 2017; 朴正功 1969; 吉留 1977; 挽地 2005; 2007）、1980年代以降から現在の分析はほとんど行われていない。他方で、大村以外の収容施設の研究は限られており（入管問題調査会編 1996; 「壁の涙」製作実行委員会 2007）、1990年代以前の分析はあまり見当たらない。本稿では、それぞれの空白を埋めるべく、主に『出入国管理統計年報』、『出入国管理』（いわゆる、入管白書）を中心に、各施設の「業務概況書」、「業務概要」、支援団体の活動報告書、関連文献等を参考にしながら、その形成と変貌をできるだけ時系列で詳細に記述することを試みる³。第二に、終戦後の朝鮮人に対する外国人登録、出入国管理など制度的な研究は多数あるが（大沼 1978; 1986; モーリス・スズキ 2005; Morris-Suzuki 2010; 朴 2017）、そのなかで退去強制、収容の実態に関しては詳細な分析が行われてこなかった。本稿では、朝鮮人の帰還、収容、送還への対応を通時的に検討し、そこで見られる変化を明らかにしていく。

本稿は、以下の順で論じていく。まず、収容の位置づけ、『出入国管理統計年報』などを参照しながら被収容者数の変化、収容施設の概要を確認する。次に、旧植民地出身者である朝鮮人を取り巻く対応として制度的側面、実態などを検討しながら、帰還、再渡航を取り巻く政治、経済、社会的背景を明らかにする。さらに、収容施設の形成と変化を「旧収容施設」（1980年代後半まで）と「新収容施設」（1990年代以降）にわけて分析すると同時に、1989年の「偽装難民事件」とそれに関連するインドシナ難民の対応を検討する。最後に、これまでの分析をまとめながら、過去と現代の収容の相違点を指摘する。

1. 入管収容の位置づけ

1-1. 入管難民法違反の事由

入管体制⁴の基本となる制度として、アメリカの占領期に制定された二つの勅令・政令がある。すなわち、1947年5月の外国人登録令と、1951年10月の出入国管理令である。その後1952年4月28日の平和条約の発効で「法律126号」が制定・施行されたことにより、「出入国管理令」に法律としての効力が付与され、また同日「外国人登録法」が公布・施行された（明石 2010）。いわゆる「1952年体制」のはじまりである。他方で、1981年10月に難民条約、1982年1月に難民議定書に加入することで、出入国管理令は、1982年1月から「出入国管理及び難民認定法」となっている。

さて、入管収容施設はその入管法を違反した者に対し、退去強制（帰国・送還）を円滑にするための施設である。退去強制の対象は、時期によって異なるが、ここで簡単に確認しておこう。まず占領期において退去強制の対象は、(1)「不法入国」（密航）、(2)GHQの軍事裁判で有罪判決、(3)外国人登録令違反、(4)その他入管令の退去強制の事由に該当する者である（挽地 2005）。他方で、現在では、(1)「不法入国」、「不法上陸」、(2)「不法残留」、「超過滞在（オーバーステイ）」、(3)資格外活動、(4)刑事罰違反である。

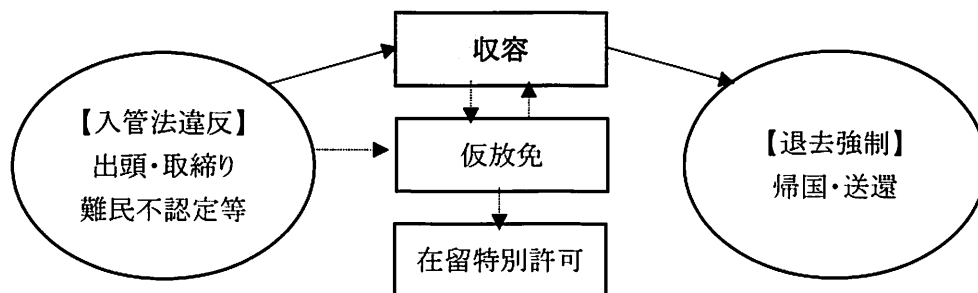
これらに該当する者が、出頭、取締りなどで入管法違反の疑いありとされ、違反調査、違反審

³ 「牛久入管収容所問題を考える会」の年次報告書（1998～2020）、「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」が大村入国管理センターと行った意見交換会の資料（2004～2020）を用いる。

⁴ ここでは、大沼に倣って「個人の入国、在留、出国を規制する法の総体と、それが行政・司法権により解釈され、執行されていく過程」と定義する（大沼 1986: 15）。

査、口頭審理に進んでいき、そのなかで、收容令書、退去強制令書の発付を受け、入管收容施設に收容される。なかには【図1】で示すように、仮放免で一時的に收容から自由になったり、在留特別許可を得て在留資格が得られる場合（合法化）もある⁵。

【図1】收容の位置づけ

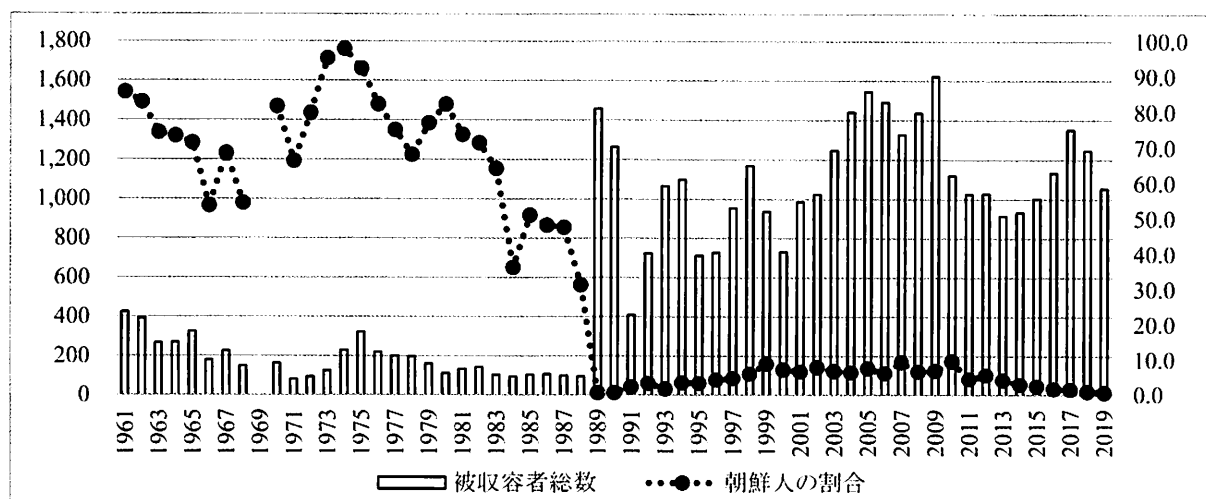


出所：筆者作成

1-2. 被收容者数

では、入管統計から被收容者数を確認しよう。【図2】は『出入国管理統計年報』から把握できる1961年から2019年までの被收容者数を示している。ここで明らかになるのは、2つである。一つは、被收容者が多くなっているのは、時期的に2000年代半ばからである（本稿では、1989年と1990年の増加は例外とする。詳細は後述）。もう一つは、被收容者のうち、多数を占めた朝鮮人が、1980年代半ばから劇的に減少していることである。この2つの変化を念頭に置くと2つの時期に区分が可能である。ここでは便宜的に、1961年～1988年までを「前期」・「過去」と、1991年～2019年までを「後期」・「現在」とする。

【図2】総被收容者数（1961～2019）



注：入管統計に集計の誤りがあるため1969年の正確な被收容者数は不明である（以下同様）。

出所：法務省「出入国管理統計年報」各年版から筆者作成

⁵ 本稿では仮放免について詳細は論じないので、呉(2017; 2021)を参照されたい。

1-3. 入管収容施設

入管行政を行うための機構として「出入国在留管理庁」がある。この名称はこれまで改組とともに繰り返し変化してきた。まず1950年9月に「出入国管理庁設置令」が制定されたことで同年10月に外務省の外局として「出入国管理庁」が設けられた。1951年10月には「入国管理庁設置令」が制定され、「入国管理庁」と改称された。さらに1952年7月の「法務省設置法等の一部を改正する法律」により、法務省の内局に「入国管理局」となった(明石2010)。そして2019年4月に新たに法務省の外局として現在の名称である「出入国在留管理庁」(Immigration Services Agency)となった。以下ではこれらを総称として「入管」とする。

【表1】主な収容場(収容定員は、2017年10月現在)

地方出入国在留管理局	収容定員	支局	収容定員
1. 札幌出入国在留管理局	12		
2. 仙台出入国在留管理局	14		
3. 東京出入国在留管理局	800	成田空港支局	128
		羽田空港支局	29
		横浜支局	200
4. 名古屋出入国在留管理局	400	中部空港支局	29
5. 大阪出入国在留管理局	200	関西空港支局	30
		神戸支局	60
6. 広島出入国在留管理局	20		
7. 高松出入国在留管理局	12		
8. 福岡出入国在留管理局	36	那覇支局	10

出所：移住連の省庁交渉資料を基に筆者作成

入管には、2019年現在8つの地方出入国在留管理局(Regional Immigration Services Bureau)、7カ所の支局(District Immigration Offices)、61カ所の出張所(Branch Offices)が設けられている(出入国在留管理庁2020)。この8つの地方出入国在留管理局と7カ所の支局には、【表1】で示すように短期間の収容を想定した「収容場」として収容施設がある。なかでも比較的収容規模が大きいのは、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、横浜支局である。

他方で、「入国者収容所」(Immigration Centers、以下、収容所)には、大村入国管理センター(長崎県大村市)と東日本入国管理センター(茨城県牛久市)の2カ所がある⁶。この収容所は、比較的長期間の収容を前提とするが、収容施設の統廃合、再編などによって、このような期間による区分はあまり意味を持たなくなっている。例えば、現在両収容所には女性被収容者がいなく、女性はすべて収容場に収容されている。大村収容所では2008年以降、

⁶ 1995年11月に大阪府茨木市の浪速少年院用地内に「西日本入国管理センター」(収容定員250人)が開設されたが(法務省入国管理局編1998:193)、2015年9月末に閉所した。この施設では2010年3月8~19日までハンストが行われた。詳細は、Motooka(2012)を参照されたい。

東日本入国管理センターでは2017年3月以降、男性だけの収容施設となっているが、それは、女性が比較的短期間収容されるという意味ではない。

2. 大村収容所と朝鮮人

2-1. 占領期における朝鮮人の帰還と「密航」への対応

ここでは、過去に遡って収容を取り巻く歴史的な文脈を検討する。玄武岩は「大村収容所は、帝国から国民国家に収縮する過程で形成された出入国管理政策の産物」とであると指摘する（玄武岩 2013）。初期収容対象になったのは一般外国人ではなく、旧植民地出身者であるために、収容、退去強制を取り巻く重層的な文脈を理解する必要がある。

終戦時期、併合された朝鮮半島から移住していた朝鮮人は日本にはおよそ 200 万人が居住していた⁷。1945年9月から連合国最高司令官（SCAP）と日本政府は、帰還者の移送支援を始めており、1946年3月までの帰還者が多かった。この「計画送還」に関連して1946年2月17日に占領軍は「朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する総司令部覚書」（SCAPIN-746）を発し、帰還を希望するすべての非日本人を3月18日までに登録するようにし、登録を怠る者、定められた時期まで帰還しない者は、政府の費用によって帰還する権利を失うとした（厚生省援護局編 1977; 朴 2017: 96）。この期間中に登録を行った朝鮮人は647,006人であり、そのおよそ8割に当たる514,060人（うち、北朝鮮希望者は9,701人）が帰還を希望していた（厚生省援護局編 1977）。

その登録に基づき、SCAPにより移送計画が立案され、仙崎から一日1,000人、博多から同じく3,000人ずつ送り出すことにしたが、計画輸送ダイヤに乗って集結したのは博多200~250人、仙崎30~50人に過ぎなかった（厚生省援護局編 1977）。大沼は、このSCAPIN-746が発された背景として、過剰人口を減少させることで日本国内の食料不足の事情を緩和すること、日本の警察権力に抵抗する「解放民族」である朝鮮人、中国・台湾人を送還することで国内の秩序維持を図ろうとしたと指摘する（大沼 1978）。1950年11月の連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）による覚書により、今後送還は、「計画送還」から「自費出国」となり、一般旅行者として扱われることになった。

「計画送還」が予想以上に進まなかったのは、帰還の際の持ち出し財産の制限、朝鮮半島の情勢の不安定などが理由である。そして、1946年4月から帰還者は激減し、逆に「密航」という手段で日本へ再渡航する者が増え始める（鄭 2013; 朴 2017）。1946年6月12日に民政局は、日本政府にあてに「不法入国の抑制」（SCAPIN-1015）を発し、朝鮮でコレラが流行していることを理由に、日本の港に許可なく入ろうとする船舶などへの対応するようにし、船員・乗客等は仙崎、佐世保、舞鶴への回航と米陸軍への引き渡しを命じた⁸。同年10

⁷ 内務省の調査によれば、1944年現在の「内地」在住朝鮮人人口は、193万6,843人とされるが、解放直前の人口はそれを上回ったと考えられ、200万人近い朝鮮人が日本にいたとされる（鄭 2013: 53）。

⁸ 最初にコレラが発生したのは1946年3月29日で、広東から浦賀に向けて出発した引揚戦の中だった。その後、1946年4月18日に浦賀の引揚援護局にはコレラ防染本部が設置された。朝鮮半島の釜山でも1946年5月中旬に発生し、5月末から8月1日まで2ヵ月間にわたって釜山港は「コレラ指定港」として閉鎖された。そして7月に朝鮮全体に拡大したが、8月には収束した（朴 2017: 97-98）。

月政府の「不法入国者の取締に関する件」（次官会議決定）では、不法入国者の逮捕、留置など具体的な事案が決定された。当時「不法入国者」として検挙された朝鮮人の数は、1946年（4～12月）に17,733人、1947年に6,010人、1948年に7,978人であった（法務省入国管理局編1959:14）。

朝鮮人の移動が「不法入国」としてみなされた理由はコレラに限らない。当時日本各地で問題視された闇市や、それに伴う「治安悪化」とも関連付けられていた。1946年6月、終戦連絡中央事務局（CLO）からGHQ/SCAPに送られた「朝鮮人の送還」（CLO-2823）には、朝鮮人の大部分が闇市場、もしくは強盗あるいは窃盗を含むほかの違法行動に関わっているとし、朝鮮人の退去強制権を日本政府に与えるように要望した（朴2017:99）。

このように、戦後の食糧難、コレラ、闇市など国内の治安、秩序維持の観点から、朝鮮人の（再）渡航は「不法入国」とみなされた。そして不法入国者の取締をより効率的に図る手段として制定されたのが「外国人登録令」（1947年5月制定）である。この外国人登録令は、日本国内に居住する非日本人の登録を定めたものであると同時に、「密航」を発見し、送還するための法的根拠となった。

さらに注目すべきは、この時期における朝鮮戦争と冷戦構造が朝鮮人の渡航を懸念する材料となっていた点である。まず当時入管行政は、外務省、海上保安庁、国家地方警察、法務府等、多様な機関によって担われた。各機関がGHQ、地方軍政部民事部と接触してその指示を仰いでいたことから統一機構の樹立を求める声がGHQのなかで強まっていた。1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争で入管機関の設立が焦眉の課題となり、GHQと日本政府は、韓国からの避難民流入、強制送還停止、治安・諜報上の必要性などの問題が討議され、朝鮮半島からの避難民は、「一応不法入国者として針尾に収容すること」が合意された。ようやく1950年9月に「出入国管理庁設置令」を公布し、10月1日に外務省外局に出入国管理庁が設置された（大沼1986:77-85）。

ところで、1951年10月に公布された出入国管理令は、当時の冷戦構造を反映していた。モーリス＝スズキは、この出入国管理令は、冷戦下の破壊活動に対する不安によって生み出されており、それを背景として入国者に対する厳格な管理と大幅な官僚の自由裁量権との組み合わせとなっていると指摘する（モーリス＝スズキ2005）。この出入国管理の枠組みを作る任務を担ったニコラス・コレア（Nicholas D. Collaer）は、憲法との整合性に対する行き過ぎた配慮が、排除や退去強制命令の執行を困難なものにする可能性に不安を感じ、占領終結後の日本における外国人破壊活動分子の締め出し、捜査、退去強制に必要なすべての権限を与えることに力を注いだ。この退去強制条項のヒントとなったのは、当時アメリカ国会で議論されていた国内治安法であったという（モーリス＝スズキ2005; Morris-Suzuki 2010）。

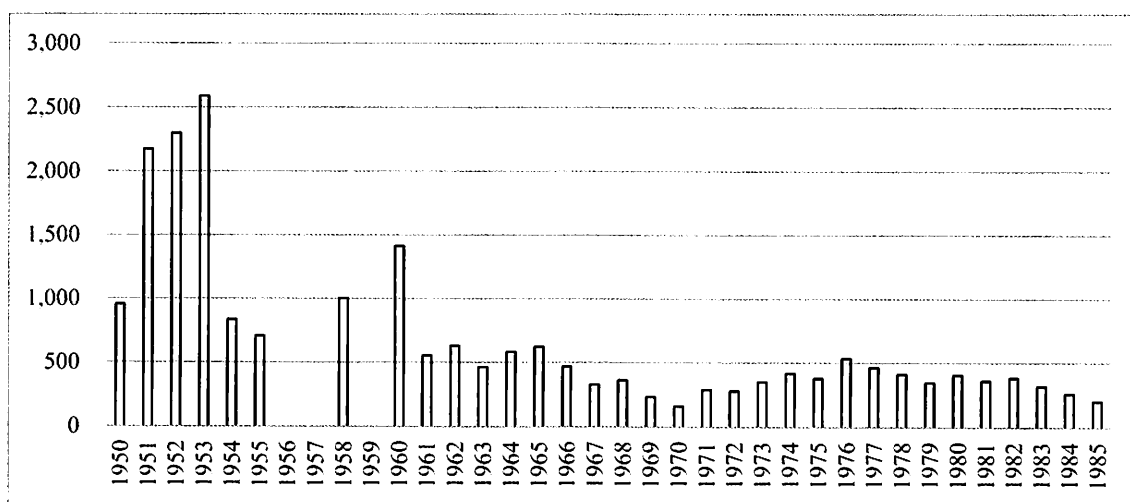
このような特殊な文脈により形成された出入国管理令は、新たに新設される在留資格を除いて行政官に相当の裁量権を与えており、収容、退去強制、在留特別許可などの基本的な骨格は90年代以降も変わっていない。

2-2. 強制送還の実態と渡航の背景

これまで検討したように、帝国の解体、冷戦といった政治・経済・社会的変化のなかで、朝鮮人の渡航が行われ、影響を受けることになった。ここで「不法入国者」の朝鮮人の強制送還の実態を確認しよう。当時の「不法入国者」は、唐津、若松、博多、仙崎から佐世保引

揚援護局に送られており、1946年8月には収容者が4,070人にのぼっていた（厚生省引揚援護局編1977:153）。その後、収容施設が大村に移転し、朝鮮半島への「集団送還」が始まるのが1950年12月11日である。この集団送還は、【図3】で示すように韓国側が送還者の引き取りを拒否することで中止となった時期もある。

【図3】韓国への集団送還者数（1950～1985）



注：1986年6月末（72人）以降の送還者数は不明

出所：法務省入国管理局編（1971; 1976; 1981; 1986）を基に筆者作成

はじめて送還が中止となったのは1952年5月12日（第8次）である。不法入国者285人と刑罰法令違反者125人を送還しようとしたが、韓国側が刑罰法令違反者に対して「終戦前から在留している者の法的地位が日韓会談で取り決められることになっているところ、同会談が中絶状態であり、これらの者の法的地位が未確定である」として引き取りを拒否したことで「逆送還」された（法務省入国管理局編1959:93）。この時期の送還者への対応は、「李ライン」⁹による拿捕された日本人漁師を含め、日韓会談の取引にも利用されている。例えば、初めて送還の引き取りが拒否されたのは、ちょうど第一次日韓会談が決裂した時期と重なる（李2016）。

その後、いわゆる不法入国・不法上陸者など終戦後に入国した者に限って送還が実施されたが、1954年7月からはすべての引き取りを拒否することになった。それによって大村収容所が、収容定員を大幅に超過したことになり、新しい収容所の建設に着手し、過剰収容への対応を図る。その工事の間には、岡崎刑務所の一部を移管して1954年3月に名古屋入国管理事務所岡崎収容場が開設され（李2016:91）、1954年12月には浜松刑務所の一部を転用し、横浜入国者収容所分室を開設（収容定員400人）し、大村にいた中国人を浜松にうつし、また新たに朝鮮人を収容した（法務省入国管理局編1959:95）。

⁹ 李ラインとは、1952年1月韓国の李承晩政権が「海洋主権宣言」により、隣接海域に設定した境界線のこと韓国側は「平和線」と呼んだ。韓国による日本漁船の拿捕は、1965年の日韓基本条約・漁業協定締結まで、累計325隻に及び、抑留者も3,909人に及んだ（鈴木2014）。

とりわけ、1955年末には被収容者数が1,696人となり、ハンストや騒ぎが発生した（法務省入国管理局1981：159）。上記の李ラインに関連して1957年12月31日に相互釈放に関する覚書の調印により、刑罰法令違反者474人を仮放免し、釜山に抑留された日本人漁船員922人が釈放送還された。送還の目処が立ったことで、浜松分室は1958年3月末に閉鎖された。

その後、韓国への集団送還は、1961年から年3回行われた¹⁰。1966年1月の日韓法的地位協定の発効に伴い、終戦前から日本に居住した「韓国」籍者のみには「協定永住」が付与された。協定永住者の強制送還は、無期または7年を超える懲役又は禁錮に処せられた場合に限られたが、その場合であっても韓国側は引き取りには慎重であった。協定永住者の送還がはじめて行われたのは、1978年7月である。ちなみに送還手段は、主に船舶を利用したが、1980年7月31日の集団送還（第91次）からは、航空機に変更し、毎年3回日航機をチャーターして実施された（法務省入国管理局編1993）。

2-3. (再) 渡航者とは誰か

ここで、どのような背景を持つ者が(再)渡航しようとしたのか検討しよう。入管白書において密航という形態の「不法入国者」の多くは、日本に居住する親族を頼って入国し、就労、或いは就学していた者が多数を占めたと指摘される（法務省入国管理局編1971：78）¹¹。しかしこの記述からは、渡航者自身の日本での居住歴の有無を明らかにすることはできない。不法入国者は、(1)終戦後にいったん帰国し再び日本へ渡航したケース、(2)主に出稼ぎを目的に終戦後に初めて日本に渡航したケースに区分できる（挽地2010：23）。いずれのケースにおいても植民地時代には一つの生活圏のなかにいた家族、親族が離散しており、帝国解体による境界の引き直し、そして冷戦構造がこのトランスナショナルな社会空間を恣意的に分断し、移動・再結合を「不法化」したのである。

「不法入国者」に比べて日本の滞在歴が総体的に長く刑罰法令違反で退去強制となった場合、本人の退去強制のみならず、家族離散、生活基盤の喪失をもたらす恐れがある。例えば、1935年下関に生まれた朴換仁のケースは、収容当時の子どもから送られた手紙の一部が残っており、収容、退去強制による家族離散が子どもに及ぼす心理的影響を読み取ることができる（朴ら1978）。朴の場合、1946年に両親とともに朝鮮半島に一旦帰還したものの、名古屋に住む長兄を頼って1953年に「不法入国」して逮捕される。1961年に在留特別許可で在留資格が得られ、その後に結婚し、4人の子どもに恵まれた。しかし自分で経営した事業が詐欺などに遭い、多額の債務を負うなかで、保険金目当ての放火に加わることになり、1974年に放火、詐欺の罪で懲役5年の判決を受け、その後大村収容所に収容された。

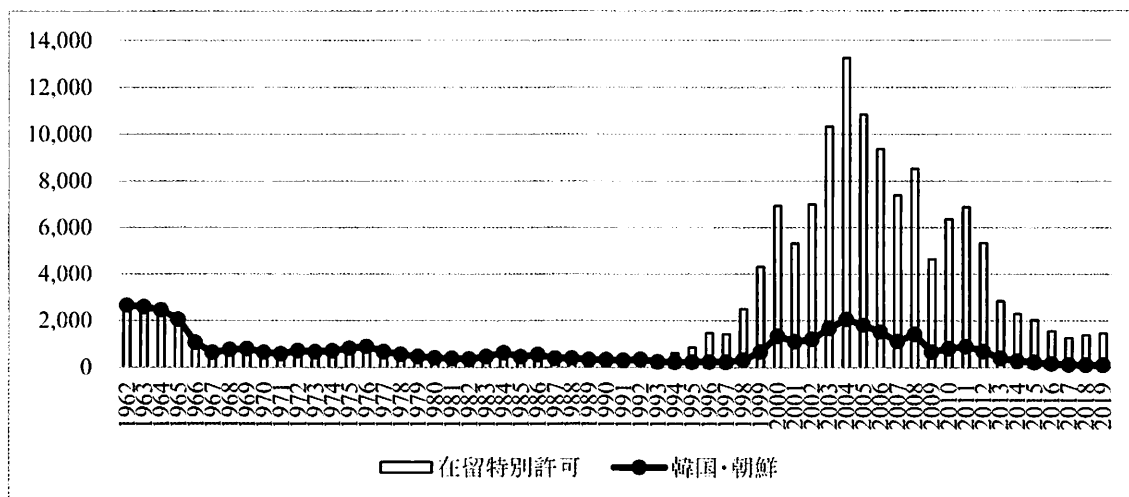
もちろん、退去強制の対象になった者がすべて送還されたわけではない。その一部は、在

¹⁰ 朴順兆によれば、その時期は3月、7月、11月とされ、その日が目前になると、どの部屋も満員の状態となり、送還直後はどの部屋も空っぽとなる。送還を拒んだ残留者には耐え難い孤独が訪れるという（朴1982：11）。

¹¹ 1948年10月に愛媛県で検挙された者の渡航理由の割合は、「親族統合のため」が40%、「自国の状況不安」が16%、「友人・知人に招かれて」が11%などになっているが、朴はこの理由に関して、様々な理由のなかで最も伝えやすい理由の一つに過ぎず、植民地支配のなかで形成された家族関係や地域間のネットワークの一部を示していると指摘する（朴2017：92-4）。

留特別許可による合法化が行われている。在留特別許可者数は 1952～1956 年までは 7,850 人¹²、1957～1961 年までは 15,134 人（うち、朝鮮人は 13,794 人）となっており、【図 4】で示すように、1988 年までおよそ 8 割以上を朝鮮人が占めていた。

【図 4】在留特別許可者の推移（1962～2019）



出所：法務省入国管理局編『出入国管理』各年度を基に筆者作成

韓国からの政治亡命が目立つようになったのは、軍事クーデターで政権を握った朴正熙政権期であり、1962年に「反朴運動」を行った尹秀吉氏、1967年の韓国軍からの脱走兵であった金東希氏などの事例がある（宮崎 1970; Morris-Suzuki 2010）。なかでも金東希の場合、1965年8月に、ベトナム派兵を拒否し日本に密入国したが、対馬で捕まったのち1年の刑期を終えると、1967年2月に大村に収容され、強制送還されることになった。日本への亡命を申請したが、拒否されたので北朝鮮への「帰国希望書」を提出した。「ベ平連」などの支援団体の活動、社会的関心の高まりから1968年1月にソ連への亡命出国が認められ、ナホトカ経由で北朝鮮に向かったとされる（盧 2010；李 2016）。

このように、渡航する朝鮮人の背景が多様であったが、一律に「不法入国」として退去強制の対象になっていた。これは3-3で論じるインドシナ難民とは対照的な側面がある。

3. 収容施設の形成と変貌

以下では、2カ所の収容所と、収容場として比較的収容定員が多い東京入管収容場を取り上げて、その変遷を考察する。【図 2】の被収容者の変化を念頭に、1988年までを「旧収容施設」、1989年以降を「新収容施設」と区分して論じる。

¹² 国籍別の統計はないので朝鮮人（「韓国・朝鮮」）の割合は不明であるが、1957～1961年の在留特別許可者のうち朝鮮人の割合が91.1%であったので、およそ7,155人と予測される。

3-1. 旧収容施設（1940年代～1988年）

針尾収容所・大村収容所

終戦に伴う朝鮮人の帰還は、送り出し指定港であった舞鶴（京都府）、仙崎（山口県）、博多（福岡県）、佐世保（長崎県）で行われた。また密航による「不法入国者」の収容、送還も捕捉された県の指定港から帰還者と並行して行われた（福本 2011）。1946年6月に佐世保引揚援護局（元海兵団学校跡地）内の12号宿舎に「針尾収容所」が設置されたことで、その後「密航」で検挙された朝鮮人は、ここに移送、収容されるようになった（挽地 2005）。

佐世保引揚援護局は、日本人の引揚者・復員者を受け入れ、検疫、宿泊、帰省の準備など引揚援護の業務が一段落した1950年5月5日以降は、朝鮮への一般帰還者と強制送還者の取り扱いが主な業務となる。針尾収容所は、1950年9月30日に制定された「出入国管理庁設置令」に基づき、その付属機関として「針尾入国者収容所」と改組したが、この敷地内に警察学校が入所することになったので、新たに大村市に移転することになった。

当時、移転先の候補としては、大村のほか、下関市彦島、佐世保、川棚があげられたが、「下関は、地理的かつ、韓国人の出入が多い点などから考え不適當」（法務省大村入国者収容所1970：120）だとされ、大村が移転先として選ばれた。挽地によれば、大村が韓国人の移動が少なく、エスニック・コミュニティ形成も進んでいないこと、すなわち、隔離しうる地域であることが重視され、また被収容者の移送という現実的な問題もあったのではないかと指摘する（挽地 2005：94）。言い換えれば、地理的な隣接による送還の容易性よりは、逃亡の恐れ、一般社会からの物理的、及び社会的隔離がより重視されたことになる。

初期の「大村入国者収容所」（以下、大村収容所）は、1950年12月28日に旧大村海軍航空廠の建物（大正12年に建築）を改修して作られた。階上、階下とも、4つの大部屋に区切られ、せいぜい500人の収容能力を持っているに過ぎなかった。被収容者数の増加に伴い、1953年9月に従来の収容所のとりに敷地1万4000余坪に1,000人の収容能力を持つ2階建ての5棟の新収容所が建てられた（法務省入国管理局編1959）。高さ5メートルのコンクリートの塀に囲まれた7棟の収容場と一棟の講堂、それに医療室棟で構成された。7つの収容場の内訳は、1棟は女性収容所、2棟は改築工事のため取り壊されていて、3棟と4棟は韓国へ送還する男性棟であり、5棟は中国人棟で台湾系中国人がいた。6棟は、所内における法規違反者を隔離収容するいわゆる留置場・拘置場である。7棟は病棟で、その裏に医務診療所があり、その後ろが講堂になっている。講堂と医務治療室を除いて2階建てであり、各棟のあいだは鉄条網で遮断され、いっさい往来はできない（朴時文1968）。当時収容されていた朴時文によれば、当時は男女の別はあるが、家族はひとところで生活し、所内の規則もゆるかったようで、板塀つくりの元大村飛行士廠あとの建物をそのまま使用していたと指摘する（朴時文1968）。

その後大村収容所は、1972年と1996年の2回、工事を行っている。1972年12月新築された収容棟は「鉄筋二階建ての近代的な施設で、収容寮のほか病室、診療室及び娯楽室も付設され、各室はスチーム暖房となっている」（法務省出入国管理局編1976：136）。収容定員は500人である。既存の収容定員から約半数に減ったのは、韓国への集団送還が円滑に行われた結果だと考えられる。

横浜収容所・川崎収容所

大村収容所は、原則的に朝鮮人の被退去強制者を収容対象とする施設であったが、それ以外の対象（主に欧米人の船員）を収容する施設としては、1951年12月に設置された「横浜入国者収容所」（以下、横浜収容所）があった。入管白書によれば、横浜収容所は、横浜市内南京町の元キャバレーを改修して設けられ、収容能力40人である（法務省入国管理局編1959:90）。収容者の大部分はミスシッブ船員（自分の船に乗り遅れた船員）であり、地方の入国管理事務所で手続きを経て、収容令書のまま、あるいは退去強制令書が発付されてから、横浜収容所に送られてきて、国外に送還された。

朝鮮戦争期（1950.06~1953.07）は、港に出入する外国船舶が多く、一時期にミスシッブ船員を70人前後収容したこともある。入管白書によれば、1953年1月に被収容者の増加に伴う処遇悪化で騒擾事件が起き、その施設の不備がイギリス・ノールウェーの国会・政府で取り上げられ非難された。このような事態は在日領事団を強く刺激して、国際的水準を持つ収容所が要望されることになり、川崎市千鳥町に一万坪の敷地を得て、1956年12月に川崎入国者収容所（収容能力63人）が開所されたという（法務省出入国管理局編1959:90）。

川崎収容所は、鉄筋2階建てで、食堂・シャワー室・病室・診断室などが付設され、「国際的にみても恥ずかしくない収容所」になった（法務省入国管理局編1964:109）。その後、市の都市計画が変更になり、工場群に取り囲まれることとなったために、移転を余儀なくされた。

新たな移転先として横浜市中区本牧町が選ばれ、1963年12月に収容定員100人の横浜収容所が完成し、1964年1月に川崎から移転が完了した。この横浜収容所は、牛久に移転となる1993年12月まで継続した。二階建てで、ベッドの備付があるほか、食堂・シャワー室・病室・診療室・娯楽室が付設され、各室はスチーム暖房になっていて、炊事場にはリフトの設備もある（法務省入国管理局編1971）。以下では川崎収容所と新・旧横浜収容所を「横浜収容所」と表記する。

2つの収容施設の相違

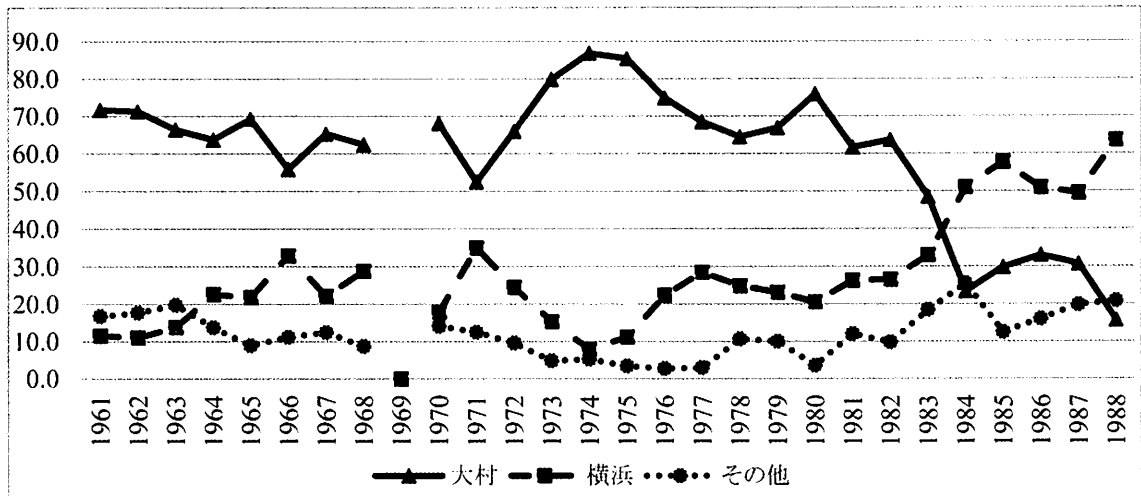
まず、収容施設別被収容者の構成比を確認しよう。【図5】で示すように1983年まで被収容者の7割近くは大村収容所に収容されていたことがわかる。その後、関東、近畿など大都市に居住するニューカマーの増加、それに伴う取締りなどで大村収容所以外の収容施設での被収容者が増加していく。例えば、出稼ぎを目的に観光などで入国し、就労する形態（「資格外活動、不法残留」）で、目立つ変化は、1983年からフィリピン、タイからの女性が多数を占めていることである（法務省入国管理局編1986:105-6）¹³。

大村と横浜の2つの収容所の管理方針は、基本的に同じであるが、2つの相違点がある。一つは被収容者の国籍である。大村は、主に朝鮮半島に送還される旧植民地出身者の朝鮮人が収容されており、横浜収容所では、欧米のミスシッブの船員と一部の中国人である。例えば、1958年の1年間に川崎収容所で受け入れた被収容者255人の国籍は、中国89人、アメ

¹³ 当時の地域別内訳は不明であるが、参考として1991年の「不法就労事案不法就労者の稼働地域別内訳」をみると、東京、埼玉、神奈川、千葉、大阪が上位を占めており、それが全体（32,908人）のうち67%（22,034人）を占めている（法務省入国管理局編1993:110）。

リカ 84 人、ノールウェー23 人、イギリス 12 人、その他 47 人となっている（法務省入国管理局編 1959: 34）。もう一つは、被収容者の待遇であり、とりわけ食事に関するものである。横浜収容所の場合、船長や船会社が送還義務の一部として給食費を負担しているため、官給食よりも相当高価な好みのものをとることができた。池東信によれば、横浜が一人当たり 1,080 円である一方、大村は 150 円だと指摘する（池東信 1969）。いくら船会社が負担することになったとしても、このような待遇の差には、被収容者は納得せず、差別として捉えられても仕方ないだろう。

【図 5】 収容施設別被収容者の構成比（1961～1988）



出所：法務省「出入国管理統計年報」各年版から筆者作成

大村に主に朝鮮人を収容し、横浜にその他の外国人を収容した背景には、送還の容易性だけでなく、文化的背景が異なる被収容者を同じ空間に収容することに対して懸念したからである。例えば、入管白書では、川崎収容所の状況を以下のように述べている。「欧米人室の一部を改装して中国人を収容したが、欧米人船員とは人情、風俗、習慣などすべての面で異なるうえで、上記に述べた食費の差異などがあるために、「中国人だけの別の収容施設が要望されている」と書かれている（法務省入国管理局編 1959: 91）。

しかし、同じ出身・国籍であっても一枚岩ではない。朝鮮半島の分断に伴い朝鮮人被収容者のなかでも北朝鮮、韓国それぞれ政治・思想が異なる同士での闘争が展開されていた。また「不法入国者」と刑事犯などの「刑余者」では、在日歴を背景に、言葉のみならず、食事のマナー、座り方、トイレの使い方などあらゆる生活様式が異なっていた。朴順兆は、この同じような顔つきの人間が、お互いの言葉を理解できない状況を「奇妙な光景」といい、「完全な異邦人（例えば欧米人）に対する時よりも激しい憎しみを誘うことすらあり得る」とし、小さな小競合い、集団暴力事件もあったと指摘する（朴 1982: 11-2）。

3-2. 新収容施設：1990年代以降

大村入国管理センターと東日本入国管理センター

大村収容所は、1993年12月24日に「大村入国管理センター」と改称された。そして1996年9月に「大村難民一時レセプションセンター」（後述）跡地に、現在のセンターの建物が建てられた。収容定員は当時最大規模となる800人であったが（法務省入国管理局1998:193）、2017年頃に708人となっている（意見交換会資料2017）。

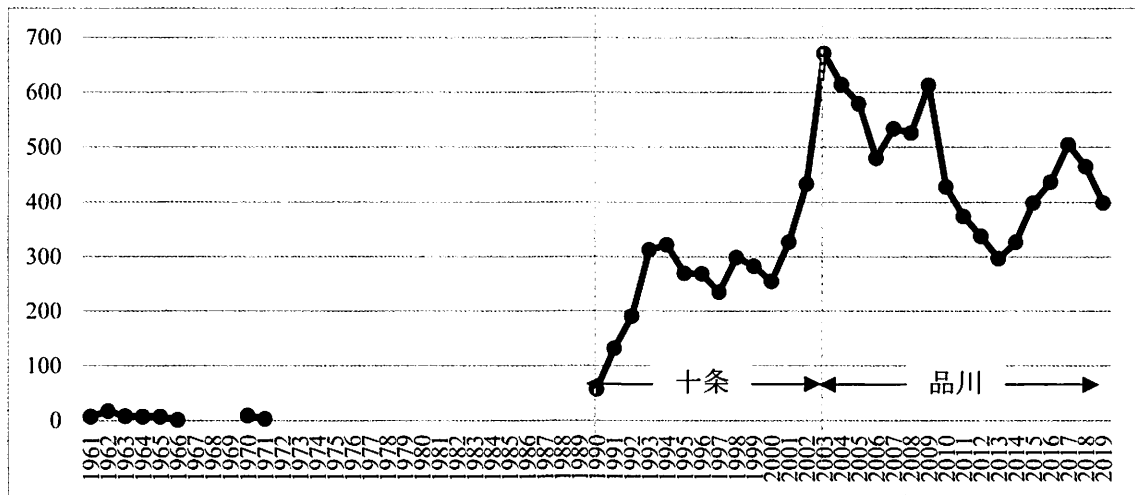
他方で横浜収容所は、1993年12月24日に茨城県牛久市に移転し、東日本入国管理センター（以下、牛久入管）として開設された。この施設は、既存の横浜収容所の老朽化が進んだことによる改築の必要性、外国人を送還するのに便利な成田空港との近接性という理由から、牛久市にある法務省矯正局管轄の少年矯正院である茨城農芸学院を同敷地内に改築移転した跡地に建設された。成田空港と国道一本で結ばれ、用地取得問題の発生することのない国有地に収容施設が建てられたのである（牛久入管総合センター建設を考える会1992）。

牛久入管の収容定員は、1993年当時は300人であったが、1999年には449人、そして2004年には700人となる。常時およそ300人が収容されていたが、コロナ禍のなかで2020年には100人を切っている。

東京入管

上記の収容所とは異なり、地方出入国在留管理局である収容場は、一般に収容定員が少ない。しかし東京入国在留管理庁（以下、東京入管）は、800人という収容規模を持つ。ここで、東京入管の変遷を述べておこう。

【図6】東京入管の被収容者数の変化



出所：法務省「出入国管理統計年報」各年版から筆者作成

東京入管の前身は、東京出張所であり、1950年10月に出入国管理庁の地方支分部局として設置された。1951年11月に、入国管理庁東京出張所に改組し、また1952年8月に法務省の内局の入国管理局に移管されることで、その地方支分部局として東京入国管理事務所

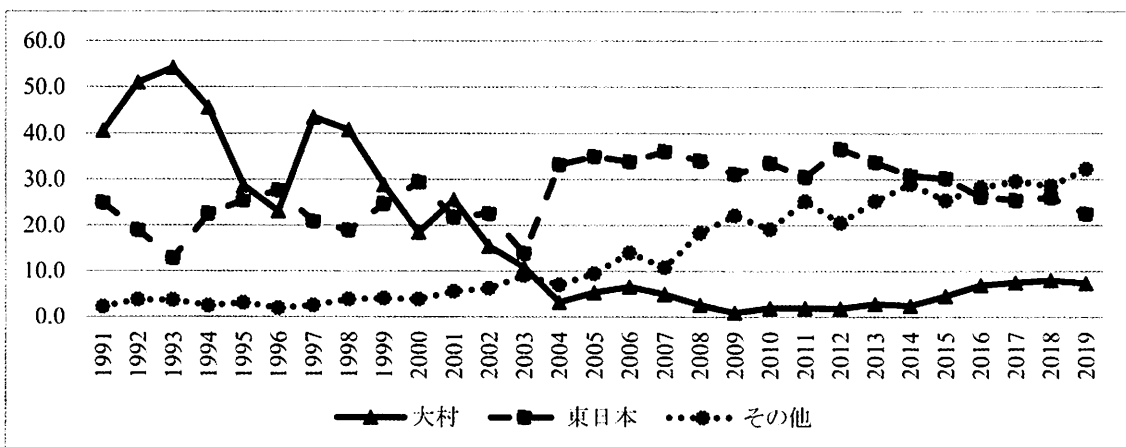
が設置された（東京入国管理局「業務概況」¹⁴）。東京入管は、1981年4月に東京入国管理局に改組され、1985年7月に港区港南から大手町合同庁舎第一号館（2～3階）に移転された。この第一庁舎は、ビザ延長手続きなどをする「普通の外国人」を相手とする施設であった（張芸真 2001）。他方で東京入管の収容部分は、1990年12月に東京都北区西が丘所在の旧東京地方検察庁第二庁舎に、東京入国管理局第二庁舎が開設され、通称「十条入管」と呼ばれた。この施設から、入管の業務のうち、退去強制手続部門を移転したのである。

2003年2月に、第二庁舎と統合の上、現在の港区港南（品川）に移転して現在に至る。品川駅から港南口からバスで15分程度（1.5Km）の現在の東京入管は、東京税関の跡地（品川埠頭、港区港南 5-5-1）に、地下2階から地上12階で建設された。7階は面会室であり、8階から11階が収容場となっている。東京入管の収容定員は、十条入管の時の1990年200人、1993年450人、2002年600人から継続して拡大しており（東京入国管理局「業務概況」）、品川に移転した後は、800人となっている。この800人の収容定員とは、1つの階（フロア）に50人定員のブロックが4つあり、それが4階分（8～11階）であることを意味する。このように収容定員の拡大に伴い、【図6】で示すように被収容者数も徐々に増えている。

被収容者数の変化

まず収容施設別被収容者の構成比を確認しておこう。【図7】は1991年から2019年までの全収容者の収容施設別構成比を示している。特徴的なのは、大村収容所の割合が2000年代から低下している点である。とりわけ、2004年から東日本（牛久）とその他の収容施設での被収容者数の割合が大幅に上昇する。これは関東を中心とする非正規滞在者の取締り強化（半減政策）によるものである。例えば、2003年と2004年の各収容所の入所者数は、東日本は1,716から4,810人と大幅に増加した反面、大村は1,384から1,387人、西日本は2,229から2,090人となっている（意見交換会資料 2005）。

【図7】収容施設別被収容者の構成比（1991～2019）



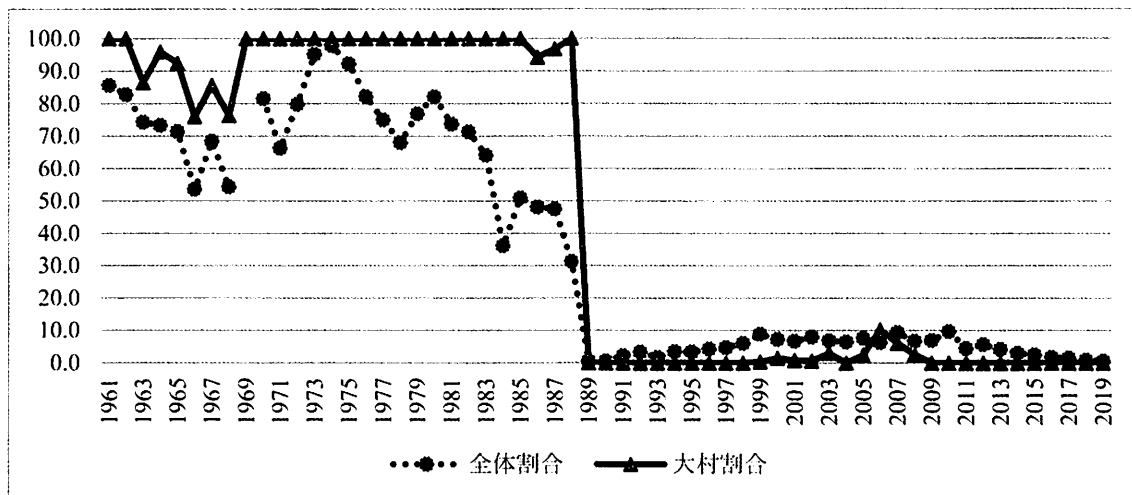
出所：法務省「出入国管理統計年報」各年版から筆者作成

¹⁴ 東京入国管理局「業務概況」(<http://www.moj.go.jp/isa/content/930002932.pdf>) (検索日：2021年3月31日)

他方で、もう一つ注目すべきは、「朝鮮人収容所」としての大村収容所の役割変化である。

【図8】は、全体収容施設と大村収容所における被収容者の朝鮮人（統計上では「韓国・朝鮮」）が占める割合を示しているが、1989年を境に両方ともに朝鮮人の割合が劇的に減少したことが特徴的である。言い換えると、大村の朝鮮人収容所の役割、被収容者のなかで旧植民地出身者は1989年を境に大きく変化していたのである。

【図8】全体収容施設と大村収容所での朝鮮人被収容者数の構成比



出所：法務省「出入国管理統計年報」各年版から筆者作成

大野は、1989年11月の大村収容所の状況について以下のように述べている。

「もともと大村収容所に収容されていた韓国・朝鮮人の7、8割は、関西地区から送られてきた人であった。従って、近い将来、大村収容所は移設し、関西に新しい収容施設を作るもくろみが持ち上がっていた。ところが、偽装難民によって大村収容所は別な形で存続している」（大野1991：32）。

1989年の偽装難民事件を受けて、かれらを収容することになった大村では、「韓国人との区分収容は不効率で、『一本化した収容』が望ましいことで、残っていた20人あまりの韓国人を自費出国させることにした」という（大野1991：30）。この偽装難民事件によって大村収容所の機能は、韓国人の送還からアジアからの不法入国者・難民対応へと変化したのである。

しかし、そのアジアから頻繁に不法入国者、或いは難民が流入するとは思えない。大村は1989年の偽装難民事件を経て、1990年代～2000年代以降は、九州以外のほかの地域から被収容者を移送して収容することになっている。例えば、「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」が2004年から年に1度行っている「大村入国管理センターとの意見交換会」の報告によれば、被収容者の多数は、九州以外からの移送された者になっている。2005年の意見交換会資料では「東日本地区の収容施設の能力を越えた外国人のための施設となっており、九州に存在している意味をなくしている」と指摘する。大村は、1970年代のボー

ト・ピープル上陸以来、「中国人集団送還」が一段落したことで再びその存在意義が問われることになる。

3-3. インドシナ難民と「偽装難民」

ここで、インドシナ難民に対する日本の対応を確認しながら、1989年の偽造難民の状況を検討しておこう。まずボート・ピープルは、1975年5月12日米国船グリーン・ハーバー号に救助されたベトナム人9人が千葉港に上陸したことを皮切りに、1995年12月末までに13,768人が到着している（アジア福祉教育財団難民事業本部1995）。当時の日本政府は、これらのボート・ピープルに対しては、通過、あるいは一時滞在のみを認めていたが、その規模の大きさや深刻さを徐々に認識し始めるようになる。とりわけ、定住を認めない日本政府の代わりに、UNHCRと業務委託契約を結んだカリタス・ジャパンや日本赤十字社といった民間団体が人道的な観点から難民の救済に主導的な役割を果たした（明石2010:77）。1978年4月28日の閣議了解「ヴェトナム難民の定住許可について」によって、ようやく定住を目的として在留許可を認めるようになった¹⁵。

このインドシナ難民に対しては、これまで検討した退去強制・送還を前提とする収容施設とは異なる受入・定住促進施設が作られた。2つの定住促進センターは、日本への定住を希望するインドシナ難民への日本語教育、健康管理、就職斡旋を目的とする施設である¹⁶。また日本に上陸したボート・ピープルの援助活動を円滑に進め、国際協力をより積極的に行うことを目的に「大村難民一時レセプションセンター」（以下、大村RC）が、さらにボート・ピープルの流入増と滞留の長期化に対処するために「国際救援センター」が設置された。

【表2】 受入・定住促進施設

施設名	開所期間（位置）
姫路定住促進センター	1979.12～1996.03（兵庫県姫路市）
大和定住促進センター	1980.02～1998.03（神奈川県大和市）
大村難民一時レセプションセンター	1982.02～1995.03（長崎県大村市）
国際救援センター	1983.04～2006.03（東京都品川区）

出所：アジア福祉教育財団難民事業本部編(1995; 1996; 1998)を基に筆者作成

なかでも、ベトナムからのボート・ピープルに対処するために、1981年7月17日の閣議了解に基づき、大村RCを設置することにし、これらの業務を法務省に所管させたが、1982年2月からアジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）が委託するようになった。この大村RCは、日本に上陸したベトナム難民を定住先が決まるまでの1～3ヵ月間、保護するため

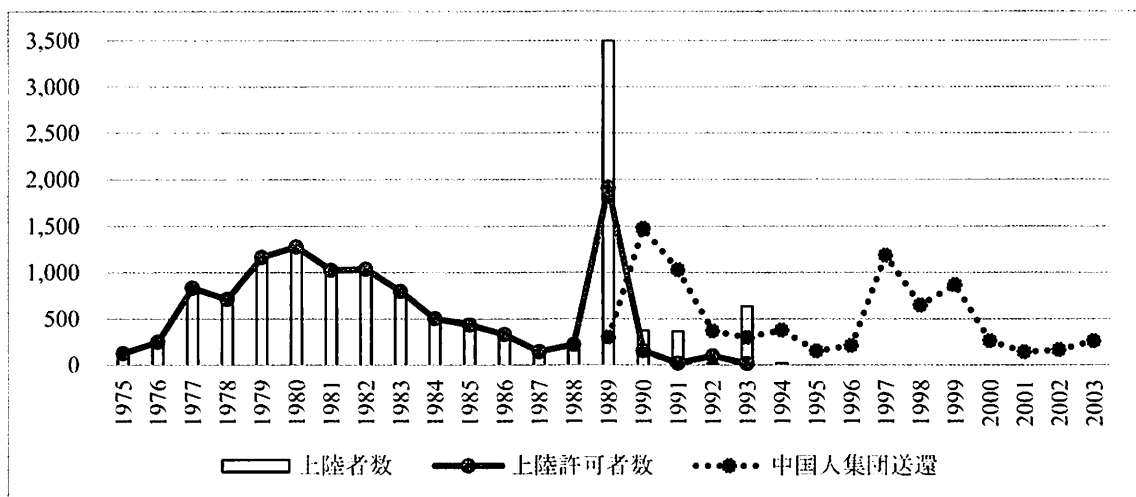
¹⁵ ちなみに、インドシナ難民の定住許可数(2005年末)は、国内(3,536人)、海外(4,372人)、元留学生等(742人)、ODP(2,669人)を合わせて11,319人である。国籍別には、ベトナム8,656人(76%)、カンボジア1,357(12%)ラオス1306人(12%)である。

¹⁶ 例えば、大和定住促進センターの場合、入所期間は6ヵ月(180日)であり、そのうち日本語教育が4ヵ月間(572時間)実施され、日常生活で最低限必要な会話能力及び読み書き能力を身に付くようにした(アジア福祉教育財団難民事業本部1998:12-15)。

の施設であり、収容人員は200人とされた。大村RCの広さは25,500㎡で、畳敷き、暖房つき部屋が52室あるプレハブの二階建て、居住3棟と運動場で構成されていた。『読売新聞』1982.02.02)。

【図9】で示すように、ボート・ピープルが急増するのは1989年である。1980年代まで多くて各年1,000人程度の上陸者がいたが、1989年になると3,498人と、1988年のおよそ16倍増加する。その後、1989年6月にボート・ピープルに対して「スクリーニング制度」(難民性の審査)を導入したことで、その流入は大幅に減少した¹⁷。1989年当時、大村RCには3,022人が入所したが、定員200人の6倍を超える数字である。

【図9】 ボート・ピープルと中国人集団送還者数



出所：アジア福祉財団（1995）；法務省入国管理局編（1986～2004）を基に筆者作成

この状況に関連して『大村難民一時レセプションセンター13年史』には当時を以下のように紹介している。

3棟で最大200名しか収容しきれないところに、集会棟の仮宿舍化、一時しのぎのテント使用では対応が到底間に合わなくなり、運動場にプレハブハウスを設置するという事態になった。そういう中、9月1日には160人の中国人入所者がセンター初の収容令書執行を受け、当大村難民レセプションセンターも「第一次入国者収容所」の役割も果たさなければならなくなり難民救援事業も様変わりしつつあることを実感させられた（アジア福祉教育財団難民事業本部1995：8）。

この1989年の出来事は「中国人偽装難民事件」とされる。5月29日、長崎県五島列島沖の離島美良島にベトナム難民と思われる子どもを含む107人が漂着したところを日本漁船に発見された。その後8月中に沖縄や九州沖合に漂着した13隻をはじめ、翌年4月30日

¹⁷ 1994年3月4日の閣議了解により、同日以後に到着するボート・ピープルに対しては一時庇護のための審査を行うことなく、原則として「不法入国者」として取り扱うことになった。

まで総数 23 隻、2,830 人がベトナム難民であることを主張して押し寄せた。しかし、入管や関係当局による事情聴取で相当数がベトナム語を解らないことなどから、難民のなかで中国人が混在しているのではないかとの疑念が強くなっていた。

とりわけ、1989 年 8 月に、川崎市に居住し日本語学校就学中であった中国人女性（福建省出身）から 5 月 29 日に漂着した難民の中に、中国人夫とその友人がいるので会わせてほしいという申し出があり、それをきっかけに中国人偽装難民であることが明らかになった。

この時期になぜ難民として中国人の入国が増加したのか。福建省が世界各地に華僑社会のネットワークをもち、とりわけ、(1)1989 年の天安門事件後の中国国内での締め付け、(2)就学生として日本に渡った者の存在、(3)「スクリーニング制度」による経済難民の強制送還の実施を前にした「駆け込み難民」とみられるとの指摘もある（『東京新聞』1989.12.21）。

この中国人偽装難民の身柄引取りに関する外務省の申し入れに対し、中国政府は中国公民であれば前向きに対処することを確約した。1989 年 12 月 21 日にチャーターした客船で第一陣 301 人が本国へ強制送還されたのを皮切りに、【図 9】で示すように 2003 年末までに 7,741 人が集団送還された¹⁸。

おわりに

本稿では近年みられる入管収容施設を取り巻く問題を、被収容者の処遇ではなく、その歴史性に焦点を当てながら、初期の朝鮮人の対応、収容施設の形成と変貌から明らかにした。改めて本稿の分析を通じて明らかにされた点を 3 つにまとめておこう。

まず、収容、送還に関する入管体制の形成は、帝国の解体、冷戦、戦後の食糧難、治安維持などといった特定の文脈によるものである。第二に、朝鮮人の「不法入国者」を送還するための入管収容施設である大村収容所は、1988 年にその役割を終えている。送還先が朝鮮半島と限定されていたこと、難民条約加入以前であることなどで、比較的円滑に送還が可能であったことも指摘しておこう。第三に、大村以外の入管収容施設は、1990 年代以降に関東地域を中心とする非正規滞在者の増加により、拡充されているが、過去に比べて出身地の多様化、難民認定申請など、過去とは異なる状況のなかで新たな位置付けとなっている。

2021 年 4 月に通常国会に上程された入管法改正案では、長期収容と関連して処遇改善ではなく、送還を円滑にすべく、拒否者に対する罰則規定などを設けている。本稿で明らかにしたように、旧植民地出身者を対象として形成された収容施設を取り巻く状況は、現在のそれと明確に異なっている。インドシナ難民の受入・定住促進の経験を活かすことなく、「冷戦の産物」である入管体制が、多文化共生を志向する今日において維持、強化されようとすることは時代錯誤だと言わざるを得ない。

【謝辞】本稿は日本学術振興会の科研費（19K02149）の助成を受けている。

¹⁸ この集団送還者には、中国に定住したインドシナ難民が含まれており、把握可能な数で 993 人（1991 年 4 月に 585 人と、同年 9 月 408 人）も送還されている（法務省入国管理局編 1993 : 122）。

【参考文献】

- 明石純一、2010『入国管理政策：「1990年体制」の成立と展開』明石書店
- 挽地康彦、2005「大村収容所の社会史(1)」『西日本社会学会年報』3号：85-101
- _____、2007「占領期の〈九州〉と密航・密貿易」松本常彦・大島明秀編『九州という思想』花書院
- _____、2010「ポストコロナな交換の政治」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社
- 平野雄吾、2020『ルポ入管』ちくま新書
- 福本拓、2011「「密航」に見る在日朝鮮人のポスト植民地性」蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動』勉誠出版
- 玄武岩、2013『コリアン・ネットワーク』北海道大学出版会
- 張芸真、2001『本日も不法滞在』朝日ソノラマ
- 池東信、1969「大村収容所の実態を告発する」『思想の科学』38：38-53
- 鄭榮桓、2013『朝鮮独立の隘路：在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版局
- Motooka, Hirokazu, 2012, “Democracy from within an Immigration Detention Center: A Hunger Strike by “Illegal” Migrants in Japan”, 『立命館言語文化研究』23(4): 103-116.
- 「壁の涙」製作実行委員会、2007『壁の涙：法務省「外国人収容所」の実態』現代企画室
- 盧恩明、2010「ベ平連の反『入管体制』運動：その論理と運動の展開」『政治研究』57：59-93
- 入管問題調査会編、1996『密室の人権侵害』現代人文社
- 呉泰成、2017「収容と仮放免が映し出す入管政策問題」『アジア太平洋センター年報』14：32-39
- _____、2020「東日本入国管理センターにおける被収容者の実態：2018年の「牛久調査」の分析を通じて」『アジア太平洋研究センター年報』17：2-12
- _____、2021「運用と裁量に委ねられた人生：コロナ禍で浮き彫りとなった仮放免者の処遇」鈴木江理子編『アンダーコロナの移民たち』明石書店(刊行予定)
- 小野誠之、1991「大村収容所：1989年11月」『朝鮮人』27：29-35
- 大沼保昭、1978「《資料と解説》出入国管理法制の成立過程 2」『法律時報』50(5)：78-80
- _____、1986『単一民族社会の神話を超えて』東信堂
- 朴正功、1969『大村収容所』京都大学出版会
- 朴沙羅、2017『外国人をつくりだす』ナカニシヤ出版
- 朴時文、1968「なぜ日本は私を拒否するのか」『現代の眼』99(5)：202-214
- 朴順兆、1982『韓国・日本・大村収容所』JDC
- 朴ユミほか、1978『パパをかえして!：“大村”の壁に泣く幼い在日朝鮮人兄妹の悲痛な祈り』風媒社
- 李英美、2016「1950年代における日韓親和会「保護事業部」の仮放免事業：『親和』を手がかりに」『コア研究』7：89-96
- Ri Yongmi, 2017, “Politics of Immigration Control and Detention in Post-war Japan: The Mobility Experiences of Koreans”, *UNITAS*, 89(2): 153-188
- 성공회대학교 동아시아연구소 기획, 권혁태 · 이정은 · 조경희, 2017『주권의 야만』한울아카데미
- 鈴木久美、2014「『李ライン』により拿捕、抑留された A 氏に聞く」『アジア太平洋研究センター年報』12：48-54

テッサ・モーリス＝スズキ、2005「冷戦と戦後入管体制の形成」『前夜』3: 61-75

_____、2010「戦後期における在留特別許可制度をめぐって」近藤敦・塩原良
和・鈴木江理子編『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社

Tessa Morris-Suzuki, 2010, *Borderline Japan: Foreigners and Frontier Controls in the Postwar Era*,
Cambridge University Press.

吉留路樹、1977『大村朝鮮人収容所』二月社

○資料・リーフレット

アジア福祉教育財団難民事業本部編、1995『大村難民一時レセプションセンター13年史』

_____、1996『姫路定住促進センター16年誌』

_____、1998『大和定住促進センター18年誌』

法務省大村入国者収容所編、1970『大村入国者収容所二十年史』

厚生省援護局編、1977『引揚げと援護三十年の歩み』

出入国在留管理庁、2020『出入国在留管理』(出入国在留管理庁パンフレット)

牛久入管総合センター建設を考える会、1992『牛久入管相互センターを考えるために』(リーフレット)

○入管白書

法務省入国管理局編、1959『出入国管理白書: 出入国管理とその実態』(昭和34年)

法務省入国管理局編、1964『出入国管理とその実態』(昭和39年版)

法務省入国管理局編、1971『出入国管理とその実態』(昭和46年版)

法務省入国管理局編、1976『出入国管理: その現状と課題』(昭和50年度版)

法務省入国管理局編、1981『出入国管理の回顧と展望: 入管発足30周年を記念して』(昭和55年度版)

法務省入国管理局編、1986『出入国管理: 変貌する国際環境の中で』(昭和61年度版)

法務省入国管理局編、1993『出入国管理: 国際化時代への新たな対応』(平成4年版)

法務省入国管理局編、1998『出入国管理: 21世紀の円滑な国際交流のために』(平成10年版)

法務省入国管理局編、2003『出入国管理』(平成15年版)

法務省入国管理局編、2004『出入国管理』(平成16年版)